

第7回教育委員会（定）

開会日時 平成28年 4月 13日（水） 午前 10時00分
閉会日時 午後 00時04分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

出席事務局職員

事務局次長	寺 西 幸 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	三 浦 康 之
地域教育力推進課長	石 橋 千 広	指 導 室 長	栗 原 健
教育支援センター所長	新 井 陽 子	新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行
学校配置調整担当課長	水 野 博 史	施設整備担当副参事	荒 張 寿 典
中央図書館長	荒 井 和 子		

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は、3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成
立いたしました。

ただいまから、平成28年第7回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育
総務課長、三浦学務課長、石橋地域教育力推進課長、栗原指導室長、新井教育支
援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒張
施設整備担当副参事、荒井中央図書館長、以上11名でございます。

浅賀生涯学習課長については、公務のため、本日、欠席させていただきます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、上野委員にお願いいたし
ます。

ここで、人事異動により新しく替わられた方もございますので、次長の方から
紹介をお願いいたします。

次 長 それでは、人事異動につきましては既に前回の教育委員会でご報告させていた
だいておりますが、本日から新しい部課長が出席いたしまして教育委員会の方を
進めさせていただきますので、私の方から紹介をさせていただきたいと思ひます。
松田地域教育力担当部長でございます。

地域教育力担当部長 松田でございます。よろしくお願ひいたします。

次 長 木曾教育総務課長でございます。

教育総務課長 木曾でございます。どうぞよろしくお願ひします。

次 長 三浦学務課長でございます。

学 務 課 長 三浦でございます。よろしくお願ひいたします。

次 長 佐藤新しい学校づくり課長でございます。

新しい学校づくり課長 改めまして、よろしくお願ひいたします。

次 長 石橋地域教育力推進課長でございます。

地域教育力推進課長 石橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次 長 なお、庶務を担当いたします、藤井庶務係長でございます。

教育総務課庶務係長 藤井です。どうぞよろしくお願ひいたします。

次 長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第29号 魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）
の意見書と今後の進め方について

（学校配置調整担当課）

日程第二 議案第30号 魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・
板橋第一小）の意見書と今後の進め方について

（学校配置調整担当課）

教 育 長 日程第一 議案第29号「魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）の意見書と今後の進め方について」及び日程第二 議案第30号「魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）の意見書と今後の進め方について」、一括して、次長と学校配置調整担当課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第29号。

魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）の意見書と今後の進め方について。

上記の議案を提出する。

平成28年4月13日。

提出者は、中川教育長でございます。

魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）の意見書と今後の進め方について。

区立上板橋第二中学校と区立向原中学校の統合について、魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）から意見書が提出されたことに伴い、今後の進め方について決定する。

提案理由でございます。

魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）から意見書が提出されたことに伴い、これを尊重する方向で区立上板橋第二中学校と区立向原中学校の学校改築と統合について進めていく旨を教育委員会として意思決定をする必要があるためでございます。

続いて、議案第30号。

魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）の意見書と今後の進め方について。

上記の議案を提出する。

平成28年4月13日。

提出者は、中川教育長でございます。

魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）の意見書と

今後の進め方について。

魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）から意見書が提出されたことに伴い、区立板橋第九小学校、区立中根橋小学校及び区立板橋第一小学校の教育環境に関する今後の進め方について決定する。

提案理由は、先のグループと同様でございます。

詳細については、担当の課長からご説明いたします。

学校配置調整担当課長

それでは、議案第29号及び議案第30号についてご説明いたします。

まず、両議案に共通したことでございますけれども、平成26年度からいたばし魅力ある学校づくりプランに基づきまして、約2年間にわたって学校の適正規模及び適正配置について、保護者の皆様や地域の方々への説明や話し合いを重ねてまいりました。

話し合いを開始いたしましたのは上板橋第二中学校と向原中学校の中学校のグループ、それと板橋第九小学校、中根橋小学校、板橋第一小学校の小学校のグループ、以上、2つのグループでございます。

話し合いの場といたしましては、両グループとも、保護者や学校、地域の関係者から成る協議会を設置いたしまして、情報共有、意見交換を重ねて方向性を検討してまいりました。

中学校の協議会は全16回、小学校の協議会は全14回行われまして、このたび両協議会とも最終的な意見を意見書としてまとめて、教育委員会へ提出いたしました。

まず、議案第29号でございます。

「魅力ある学校づくり協議会上板橋第二中・向原中の意見書」となります。

資料の2ページ以降に、意見書の原本のコピーが添付されてございます。

下段の1番のところでございます。

上板橋第二中学校と向原中学校を統合します。

校名は、「上板橋第二中学校」とします。

統合時期は、平成30年4月1日とします。

校舎の建築期間中は、上板橋第二中学校の校舎を使用し、向原中学校校地に建設する新校舎完成後、新校舎に移転します、という内容でございます。

意見書には、統合に際し配慮すべき事項や平成28年度以降に検討する事項なども記載されておりますが、2月の第4回教育委員会においてご報告しておりますので、省略させていただきます。

今後は、統合までの準備や新しい学校の設計、建設などの様々な事柄について、この意見書の内容を尊重して進めていくことを決定いたしたく付議するものでございます。

続きまして、議案第30号でございます。

こちらは、「魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）意見書」となります。

こちらも資料の2ページ以降に意見書の原本のコピーが添付されてございます。

意見書の2ページです。上段のところに、1番、協議会としての考え方がございます。

板橋第九小は、学校としての活力、児童数、教員体制、学校行事を行う際の組織力などがあるうちに板橋第一小と統合し、板橋区の学校の適正規模及び適正配置を確保していく。

1番、統合時期は平成29年度末（平成30年3月）といたします。

統合方式は、板橋区で一番古く、歴史と伝統がある板橋第一小から別れて板橋第九小が設立された歴史的経緯を踏まえ、統合、合流とし、板橋第一小の校歌・校章等は変更しない。

統合年度に向けて、平成28年度中に、保護者や学校、地域関係者、教育委員会事務局で組織した統合準備委員会（仮称）を設置し、交流事業の実施など、統合に向けた準備を計画的に行い、複式学級や児童数が極端に少ない学年が出現しないように配慮する、という内容でございます。

意見書には、このほかにも統合に当たっての留意事項や教育委員会に対しての要望なども記載されておりますけれども、こちら3月の第6回教育委員会において報告してございますので、省略させていただきます。

こちらの議案につきましても、統合までの準備など、様々な事柄について、この意見書の内容を尊重して進めていくことを決定いたしたく付議するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、お諮りします。日程第一 議案第29号及び日程第二 議案第30号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

○専決処分

1. 障がい理由とする差別の解消の推進に関する板橋区立学校・区立幼稚園職員対応規程

(資料・教育総務課)

教 育 長 それでは、専決処分を聴取します。専決処分1「障がい理由とする差別の解消の推進に関する板橋区立学校・区立幼稚園職員対応規程」について、教育総務課長から説明願います。

教育総務課長　それでは、1. 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する板橋区立学校・区立幼稚園職員対応規程についての専決処分について説明いたします。

この案件に関しましては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、地方公共団体には、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止であるとか、合理的配慮の提供が義務づけられました。

また、障がいを理由とする差別の禁止に対して職員が適切に対応するために、地方公共団体等職員対応要領の策定が義務づけられました。このことに対して法の趣旨に的確に対応するために、今回、規程を整備するものでございます。

本件に関しましては、3月28日の教育委員会において経緯及び規程案文について報告済みでございます。その後、3月29日、庁議において了解をいただきまして、3月30日に専決処分いたしました。

3月31日に訓令を公布しまして、4月1日から施行してございます。そういった案件でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長　質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○専決処分

2. 教育財産の取得について

(資料・生涯学習課)

教 育 長　それでは、続きまして、専決処分2「教育財産の取得について」、地域教育力担当部長から説明願います。

地域教育力担当部長　本来でしたら生涯学習課長からご説明申し上げるべきところですが、本日、私の方で説明させていただきます。

それでは、教育財産の取得につきまして4月1日に専決処分を行いましたので、ご報告申し上げます。

資料の方は、「専-2」、こちらをお開きください。

よろしいでしょうか。

(はい)

地域教育力担当部長　1ページお進みいただきまして、2ページの方をご覧ください。
取得する財産は記載の5件でございます。

(1)及び(2)につきましては、大原社会教育会館及び社会教育会館に併設

されていた児童館が3月31日をもちまして役割を終えましたので、4月1日より社会教育施設として活用するため、教育財産として所管がえをさせていただいたものです。

それから、(3)郷土資料館及び(5)の郷土芸能伝承館につきましては、これまで文化・国際交流課で管理しておりましたが、組織改正によりまして、郷土資料館と郷土芸能伝承館が生涯学習課の所管になりました。そのため、4月1日より教育財産として所管がえをさせていただいたものでございます。

(4)の文化財の資料室につきましては、郷土資料館で収蔵・管理している文化財資料を収納している部屋につきましては、郷土資料館の所管がえに合わせて、区長部局文化・国際交流課の方から教育委員会生涯学習課の方に移管したものでございます。

本件につきましては、教育委員会に付議する機会が確保できなかったために、専決処分とさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 質問ですけれども、郷土資料館の今回取得する財産というのは建物についてですね。

郷土資料館の奥に、田中家の古い文化財に指定されている建物などがありますが、それは今回の対象ではなくて所管はどちらになりますか。

地域教育力担当部長 そちらについても確認した上で、また、申しわけございません、私の方で十分確認できないので。

高 野 委 員 郷土資料館の奥に旧田中家の古民家がありまして、それは文化財に指定されているので、どういう扱いになっているのかなというのが分からなかったものですから質問させていただきました。

地域教育力担当部長 次回、報告させていただきます。

高 野 委 員 お願いいたします。

教 育 長 確認して、よろしくお願ひします。
そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、報告の方に移らせていただきます。

○報告事項

1. 文教児童委員会運営次第（27. 12. 1）

（資料・次長）

教 育 長 報告1「文教児童委員会運営次第（27. 12. 1）」について、次長から報告願います。

次 長 それでは、12月の文教児童委員会の報告でございます。

12月21日に報告をいたしました内容でございます。

まず、報告事項といたしまして、1点目が教育委員会関係、教育委員会の動きについてのご報告をいたしました。

それから、続きまして、天津わかしお学校のあり方検討会の中間報告についてご報告をいたしました。

議員の方からは、天津わかしお学校が対象としている児童の病類について、少し変化をしているのではないかというようなご質問がございまして、ご指摘のとおり、肥満、虚弱といったところ、あるいは偏食、ぜんそく、そういったところも重複している子どもが多くなっているとお答えしてございます。

また、別の委員からは、宿泊体験の希望者、こちらが大変多く来ているけれども、今後の受け入れのための体制づくりについても検討すべきではないかというようなご意見もいただいております。

また、天津わかしお学校における時代のニーズに合わせた取り組みということで、答弁といたしまして、株式会社タニタと連携いたしました計測器を使って、目に見える形で自分の健康状況を把握できるような取り組みなどもご紹介させていただきます。

また、先ほどの質問と重なりますが、体験者の割には入学者が少ないというようなことについて、今後の対策も必要なのではないかというようなご意見もいただいたところでございます。

続きまして、板橋区立幼稚園の保育料の額を定める条例の一部を改正する条例ということで、こちらは新制度に移行した幼稚園の保育料を新たに定めるものでございます。

まず、ご意見として出たのは、区立保育園と比較いたしまして、階層がこちらは6階層ということで、保育料の方はかなり多く所得階層が分かれていますので、そことの均衡を図るべきではないか、あるいは細分化をしていく必要があるのではないかというようなご意見が出ております。

また、新制度に移行した幼稚園については恩恵を受けることも考えられるので、新制度に移行する園もできるだけ増やしていったらどうなのかというようなご意見もいただいたところでございます。

こちらの案件につきましては、全会一致で可決されております。

続いて、議案第117号「板橋区立少年自然の家の指定管理者の指定について」ということで、こちらは何度か教育委員会の方でご説明させていただいております、指定管理者が変更になる案件でございます。

指定管理者が変更になった決め手はどのようなところにあるのかというようなことでご質問がございまして、こちらはプレゼンテーションの内容、また、新しい取り組みとして、パソコンの配置ですとか、お風呂の改善、あるいは運用面での変更、食材の変更、それから広報、自社施工による改修などが出ていますというようなお答えをしております。

また、全体として、この八ヶ岳荘に限らず、この指定管理者の選定に当たって、配点の割合ですとか選考委員の内訳、また区議会への報告、あるいは評価項目などがそれぞれの建物によって異なっているのではないかなというようなご指摘も大分いただいております。ここについては区役所全体で改善を図ったところがございます。

こちらの案件につきましても、全会一致で可決すべきものと決定いたしております。

続いて、陳情第44号「公立図書館における青少年の健全たる育成を阻害する図書排除を求める陳情」ということで、こちらについては、以前、同様の陳情が出されまして、改めて同じような趣旨で青少年の健全育成を図るために選定基準等を厳しく運用すべきであるというような内容の陳情が出されておまして、こちらについては、全会一致という言葉は正しくないかもしれませんが、賛成者が一人もございませんでしたので、不採択ということになってございます。

これは前回の議論と同様でございました。

陳情第45号「区立平和公園に中央図書館を移転する計画の中止を求める陳情」については、このときの時点での状況でございます。

新たな移転先の検討について、また、氷川図書館の隣の区有地を活用したらどうか、それから説明会での説明の状況などについてご質問がございました。

平和公園に中央図書館が来るということを歓迎している人もいないかなというようなことでご質問がございまして、アンケートでは約3割が「賛成」、「わからない」が半数であったというような状況をご説明しております。

また、平和公園に移るといふことにかかわらず、図書館行政全体のあり方が分かるような計画にしてほしいというようなご意見もいただいております。

また、平和公園に移転をするのであれば、憩いの場としての活用ができるのではないかな、あるいは地域から要望が出ている防災面での強化策などについてもご意見を色々いただいております。

結果といたしまして、全会一致で継続審査となっております。

12月1日の文教児童委員会は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 文教児童委員会運営次第（28. 1. 21・1. 22）

（資料・次長）

教 育 長 では、報告2「文教児童委員会運営次第（28. 1. 21・1. 22）」について、次長から報告願います。

次 長 こちらの1月21日につきましては、陳情審査でございますが、中央図書館の基本構想の中間のまとめの報告を先にいたしまして、その後、陳情審査を行ったところでございます。

中央図書館の基本構想の中間のまとめの案につきましては、まず、ご議論として、駐輪場については公園の利用者の分も確保していくべきではないかというようなご意見、それから先ほどのご説明とかぶりますが、図書館のアンケートの中で50%の方が「わからない」と答えているということについて、どういうふうに認識しているのかということでございます。

答弁といたしまして、区内全域で調査を行った関係で、中央図書館を利用している人だけがお答えになっていないので、場所についてよく分からないという方もいらっしゃるのではないかとということをお答えをしております。

また、平和公園に移転するということが最善の策であれば、その検討経過についてももっと詳細に明らかにすべきではないか、例えば高島平図書館に中央機能に移したらどうか、また、先ほど出ました氷川図書館の隣に移したらどうかというようなご意見も出ております。

さらには具体的な内容ですが、蔵書の計画や貸し出しの目標について、23区の平均をとって目標としているけれども、もっと高い目標を持った方がいいのではないかというようなご意見、あるいは科学館との連携についてもご意見として出ております。

また、公園にせっかくつくるのであれば、公園の利用者もメリットが出るようなものにしていったらどうかというようなご意見ですとか、今後の施設としてのICT化の方向性ですとか、新たな図書館ということについての色々なご意見もいただいております。

また、今後、図書館を建設する際には、最低でも5年ぐらいはかかるというふうに考えられるけれども、現在の中央図書館のバリアフリーの状況や、どう対応していくのかというようなご意見も出ております。

こちらについての報告は以上でございます。陳情審査で公共施設のマスタープランに関する個別整備計画についてと陳情第45号「区立平和公園に中央図書館を移転する計画の中止を求める陳情」についても一括審査をいたしまして、ほぼ同様のご意見がございまして、こちらも不採択というご意見も出たわけですが、継続審査と主張される方が多くございましたので、賛成多数ということで継続審査となっております。

続きまして、次の22日に開かれました文教児童委員会でございます。

教育委員会の動きにつきましては、定例のものを報告しております。

その中でスクールソーシャルワーカーのことについてご質問がございまして、

今後の確保の見込み等についてご質問がございました。

それから、続いて、教育ビジョン2025の案についてのご質問でございます。

方向性としては、誰もが希望する質の高い教育、あるいはそういう環境の提供ということについて、具体的にどういうふうにやっていくのかというようなこと、あるいは小中一貫教育についての考え方などについてご質問がございました。

また、一部の委員からは、今回の教育ビジョン、あるいは教育大綱も含めてですが、教育委員会や区長が上からの目線で人間像や郷土愛を持つようにということを書いていくのはいかがなものかというようなご意見も出てございます。

また、子どものしつけを家庭だけに押しつけていくのはいいのでしょうかというようなご意見も出てございます。

また、教育には目標が必要で、目指す人間像や必要とされる資質、能力が掲げられていることは当然であり、これを踏まえて進めるべきだというようなご意見も一方で出てございます。

また、板橋区の独自性というのをもう少し出していった方がいいのではないかということや、実際に困難を抱えている家庭への具体的なアプローチについて、もう少し詳細に記述すべきではないかというようなご意見も出てございました。

また、自己肯定感を高めるということについては、教育委員会、学校だけの取り組みではなく、家庭での取り組みが重要なので、保護者支援が重要なのではないかというようなご意見が出ております。

それから、教育ビジョン2025の中心部分というのですか、本旨の部分がかどこなのかということで、3章と4章の部分だとして説明いたしまして、このご質問を受けまして全体の構成を少し組みかえてございます。

以上がビジョンについてのご意見でございます。

次が板橋区の就学援助制度の認定期間の変更についてのご報告をいたしまして、こちらについては還元をするという、いい取り組みであるというようなお褒めをいただいているところでございます。簡素化したことに伴う変更点等についてご質問がございました。

また、次は野口研究所用地取得に関する基本合意についてもご報告いたしまして、今後、国の史跡の指定の可能性、あるいは土壤汚染対策についてご質問がございまして、お答えしてございます。

また、近代産業の礎という側面は分かるのだけれども、やはり戦争との関係性について、犠牲者がいるということについても考慮していく必要があるのではないかというようなご意見も出てございます。

続きまして、6番目ですが、平成27年度板橋区立図書館指定管理者及び管理業務に関わる評価結果についてでございます。

こちらについては、評価委員の評価と各受託会社の自己評価、こちらの部分にかなり乖離があるのではないかと、また、逆に評価委員の評価が自己評価に引きずられている部分はないのだろうかというようなご質問や、実際に指定管理者に対して図書館側から指導する機会をもっと数多く持つべきではないかというようなこと、あるいは館長が非常勤といいますか、期限付の職員であるというようなこと

とについて、支障はないのかというようなご質問が出てございます。

また、全体として、この評価の仕方が区民に分かりやすいようなものとなっていく必要があるのではないかとということでご指摘をいただいているところでございまして、これも踏まえて、全庁的な調整が、今、図られたところでございます。長くなりましたが、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 平成28年第1回区議会定例会（2月）一般質問答弁要旨
（教育委員会関係）

（資料・次長）

教 育 長 それでは、報告3「平成28年第1回区議会定例会（2月）一般質問答弁要旨（教育委員会関係）」について、次長から報告願います。

次 長 それでは、2月17日に開かれました第1回区議会定例会本会議における一般質問の答弁でございます。

今回は1日でございました。教育委員会関係は、質問がいつもに比べて少なかったという印象でございます。

1番目、田中しゅんすけ議員でございます。

いじめの未然防止のための強化策ということで、いじめについてのご質問でございまして、特に最後のところを書いてございますが、いじめ防止対策をさらに強化するとともに、いじめにより自ら命を絶つことがないように、今後も各学校に指導を徹底していくということで、いじめによる自殺事件等がございましたので、その部分についても触れて答弁をさせていただきます。

また、裏面でございますが、コミュニティスクールの今後の進め方ということでご質問がございました。

今回の学び支援プラン、ビジョンの方にもこれについては記載してございますので、学校支援地域本部を平成30年度までに区立全小中学校に設置する予定であるけれども、この学校支援地域本部事業の拡大を進めるとともに、中教審の答申で出ました新しい方向性を踏まえた板橋区版のコミュニティスクールの導入について検討を進めるということで、特に学校運営連絡協議会と学校支援地域本部の連携・協働をさらに進めていきたいとお答えをさせていただきます。

また、公明党の鈴木こうすけ議員からは、中央図書館の説明状況についてご質問がございました。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 人事情報（都費職員・平成28年3月分）

(指-1・指導室)

(区費職員・平成28年3月分)

(総-1・教育総務課)

教 育 長 では、報告4「人事情報」について、初めに、都費職員について指導室長から、
続いて、区費職員について教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 それでは、初めに指導室が所管する都費の教職員についてご報告いたします。

1番の正規職員についてです。

3月末の教職員数は、括弧の休職者なども含めて、総勢1,827人です。

2月29日付と3月30日付で退職者が生じたため、先月と比較して2名の減
となっております。

休職者等は全体として133名で、先月に比べ2名減少しています。

内訳といたしましては、増えた要因といたしまして2名。育児休業に入った者
が2名でございます。減った要因としては4名。病気休職から復職した者が1名、
育児休業から復帰したものが1名、そして育児休業から妊娠出産休暇に切りかわ
った者が2名となっております。

期限付任用教員につきましては、12月末時点の34名から人数に変更はあり
ません。

以上でございます。

教育総務課長 それでは、私の方から区費職員について説明させていただきます。

資料は、総-1でございます。

今回、平成28年3月31日現在の職員数でございますけれども、正規職員・
再任用・再雇用職員は増減なしということでございます。

192人に対しまして、休職等は2名でございます。

次のページに移っていただきまして、2の非常勤職員でございます。こちらに
つきましては、前月が785名に対して、当月786名ということで、1名の増
員でございます。

こちらは、中ほどより少し上のところにあります学習指導講師、こちらが三園
小で1名欠員になっていたものにつきまして、欠員の充員をしまして、1名増員
となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 1点だけ。入学式のときに、先日、学校の担任の先生が空欄になっている部分があったのが少し気になっておりまして、クラスが、80名、81名と、40人クラスというように分かれていて、それで人数がというご説明をいただいたのですが、その辺のことを詳しく教えていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

指 導 室 長 学級数につきましては、児童生徒数が確定しますのが4月6日、新1年生の場合、入学式に来ているかどうかというところで最終的な確認ができます。

例えば、小学校1年生でしたら35人という人数、また、2年生以上でしたら40人、小学校2年生の場合には、東京都の制度により35人というのがありますけれども、このぎりぎりの数の場合、東京都としては教員の過員は絶対に出さないという方針です。

つまり小学校1年生の場合には、例えば36人来るであろうと思われていても、その1名、2名のところでは、万が一、4月6日に子どもがいなかった場合、教員が過員になるおそれがあるということで配置を待つということが起きています。

実際、4月7日現在の数字ということですが、小学校で欠員の状況が10名、中学校で3名という状況でした。

小学校のうち、学級担任などをやる小学校全科は10名のうち7名、家庭科専科として2名、特別支援学級の固定級1名の教員が、学級増の関係で入学式、始業式のときには欠員という、教員が足りていない状況になりました。

中学校の場合は、国語の教科で1名、特別支援学級の知的固定学級で2名の教員が欠員という状態でスタートしています。

今、これらの学校につきましては東京都から配置候補者が割り振られたところで、早ければ今週金曜日、そして遅くとも来週月曜日には配置ができるようにということで進めております。

教 育 長 分かりました。よろしいでしょうか。

松 澤 委 員 はい。今のご説明で非常に分かりやすかったのですが、やはり保護者の皆様や、多分、一番困っているのは児童、子どもたちだと思いますので、その辺をうまく、上手に伝えていただければ安心できるかなと。特に入学をされたお子様、初めてのお母様方が非常に心配されているのかなと思ったので、ぜひ、そういった説明というものをしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

指 導 室 長 かしこまりました。

教 育 長 この件については、ぜひとも教育長会の方からも、4月5日の時点で確定して

いるのであれば、その時点でやはり担任を配置する、特に、お話のように、小学校1年生の入学式に担任がないという状況は大きな不安、あるいは学校教育に対する不信感の元にもなりますので、そのあたりは教育長会の方でも都教委に対してお願いをしていきたいと思えますし、室課長会の方からも、ぜひ、その辺は伝えていただければなと思っています。

指導室長 承知いたしました。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

教育長 では、私の方からなのですけれども、区職の方、一覧の方を見ていただきたいのですけれども、非常勤がたくさんいる中で、特別支援学級の介添員という数の中に、これは、例えば通常学級の介添えというのはどこに位置するのですか。室長、分かりますか。

次長 普通学級は臨時職員です。

教育長 臨時職員なんですね。

指導室長 特別支援学級の場合は非常勤ですけれども、通常学級の場合は臨時職員という扱いになっております。

教育長 ここには出てこないですね。臨時職員は、昨年度は何人いますか。

指導室長 27年度当初は、通常学級の介添員は、小学校4名、中学校1名の合計5名を配置しております。

教育長 そうですか。もっと多かったような気がするのですが、その程度ですか。

次長 年度途中の増員がありまして。

高野委員 勤務は半年ごとに交代されるのですか。学校に行ったときに、この介添えの方が半年間で変わってしまうのでとても困っているということも伺いましたけれども。

教育長 ありがとうございます。では、そこも含めて整理していただければなと思います。

青木委員 余計なことかもしれないのですが、臨時というのは、大学などの臨時職員もそうですけれども、6カ月ごとが決まりなんですね、労働契約法といった法律で。

それで継続して勤務していても、いわゆる無期労働契約へ転換するにも条件がある。3年とか5年とかになると、職業適正なんかに応じて、やはりどうしても職場の方でやめていただかないといけない人などのことを考えて、実はその半年というのを設けているんですね。全く同じかどうか分からないのですが。

教育総務課長 それは区の臨時職員の場合ですけれども、実を言うと、地公法の方に臨時的任用ということで定めがありまして、これがやはり6カ月なのです。

それに基づきまして区も臨時職員の要綱を定めていまして、特別な事情がある場合には6カ月から1回更新、すなわち1年間、特別な場合ですけれども、更新が認められています。基本的には6カ月単位です。

教育長 子ども、つまり特別に支援を要する子どもを対象としているというところでは、特別な場合というところの範囲を広げていただけるといいのかなと思いますが。

教育総務課長 基本的には、なかなか雇用が難しい場合とか専門職というのがありますけれども、そういった場合には、そういうようなところは準用しているというケースがございます。

教育長 ありがとうございます。

青木委員 そうすると、無期転換とか、結局、ある期間を継続してしまうと、要するに、不適切なところに居座られてしまうということで、やめさせるのが難しくなるとい話が出てくるんですね。

教育総務課長 はい。

青木委員 その考えがあって、少し難しいのではないかなと。

教育総務課長 期待権というのがございますので、そこがやはり課題だと思うのです。

教育長 そうやって見ていきますと、教育相談指導員というのが1人、心理士、それから教育相談員、これは分かるのですが、教育相談指導員というのは、これは教育相談員の中のいわゆる統括とか、そういう位置づけでいいのでしょうか。

教育支援センター所長 フレンドの1名だったと思います。

教育長 下は教育相談員となっていますよね。

教育支援センター所長 こちらの教育相談員（心理士、言語聴覚士）につきましては、これはセンター等の相談員でございます。

教 育 長 相談指導委員というのがフレンドセンターにいるのですか。

教育支援センター所長 1名おります。

教 育 長 中に1人、相談員の中に、何か、統括するような人がいたような気がしたのですけれども、そこも確認をお願いできますか。

教育支援センター所長 はい、分かりました。

教 育 長 あと、もう1つ、家庭教育相談員、これは3名いるのですけれども。

教育支援センター所長 これはフレンドに配置しております家庭教育相談員です。

教 育 長 これがそうですね。改めてそれぞれの役割みたいなものを確認させていただきたいなと思って質問させていただきました。ありがとうございます。
では、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 平成28年度教育予算の概要について

(総-2・教育総務課)

教 育 長 では、報告5「平成28年度教育予算の概要について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、平成28年度の教育予算の概要についてということで、既に冊子の方で、この青い冊子、それと内訳表をお渡ししてございますので、こちらの2点で説明していきたいと思えます。

まず、青い冊子をお開きいただきまして、1ページから4ページは教育ビジョンと学び支援プランの概要ですので、ここは省略させていただきます。

5ページにつきましては、ここからが予算のところでございます。

まず、5ページ、1、歳入予算でございます。

歳入につきましては、この一番上のところにありますけれども、総額で248億1,000万円余ということで、今年度のこれが財政規模ということになります。

こちらにつきましては、前年度の対比で1億4,800万円の減額になってご

ざいます。減額の要因といたしましては、中台中の改築の終了によって23億円余が減額になっているところがございます。

また、円グラフを見ていただきますとおり、そのうち81.5%、2,200億円余、これが一般財源でございます。

教育費には特別区税であるとか地方公共団体の裁量によって使用できます貴重な一般財源が多く投入されている、これが見てとれるところがございます。

また、特定財源、こちらが45億8,900万円。こちらは前年度より26億円余の減額になってございます。これも先ほど申しましたように中台中の改築終了等でございます。こちらによりまして特別区債、それと国庫支出金の減額によるものでございます。

続きまして、6ページに歳出でございます。

こちらは、上部の右側の方に円グラフがございます。これが歳出予算の構成比でございます。構成比の高いものから、小学校費、中学校費、社会教育費、教育総務費の順番、こちらは例年通りでございます。

小学校費の構成比が、去年は36.1%、こちらが39.7%と3.6ポイント高まったことに対しまして、中学校費は27.4%から20.6%と6.8ポイント下がったのが特徴でございます。こちら先ほど申しましたように、中台中の改築終了でございます。

少し詳しくお話ししていきますが、こちらは先ほど事前にお渡ししました別紙のペーパーで、28年度当初予算における対前年度当初予算の比較でございます。

最初に、教育総務費です。

こちらが33億9,900万円で、前年度比2億5,400万円の増額でございます。

こちらにつきましては、右側にありますように、学級安定化対策事業、ハイパーQ U、こちらが1,100万円余、また、通学路防犯カメラ整備で7,000万円余、そのほか学校冷暖房更新調査4,800万円余、それとICT活用支援経費の増、これは支援員研修の増ですけれども4,300万円余の増、こういったような要因になってございます。

続きまして、小学校費でございます。

こちらが98億5,600万円で、昨年と比べまして8億4,400万円の増でございます。

こちらにつきましては、まず、上の方が建築事業費です。

こちらにつきましては、金沢小の増築、志村四小の増築、板橋十小の改築、これは設計になりますけれども、こちらの増といった要因でございます。

一方で、下の方に大規模改修の減額がありますが、こちらは下赤小、志村五小の終了によるものでございます。

また、建築事業以外ですね、こちらにつきましては給食調理業務委託の増、あるいは電子黒板のリースの増、これは平年化ということで増額になっています。それと防犯カメラの更新、一般補修工事費の増、こういったような要因でございます。

続きまして、中学校費でございます。

こちらが51億6,600万円で、昨年に比べまして17億3,500万円の減額でございます。こちらは、先ほどからお話ししてはいますけれども、中台中改築の終了が大きなところでございます。

また、建築経費以外ですと、下段になりますけれども、教育ICT化の経費ということで、今回、電子黒板、可動式PC配置、それとデジタル教科書、そういったものを整備させていただき、こういったところで3億6,200万円の増額になってございます。

続きまして、幼稚園費でございます。

17億6,600万円で、前年比5,400万円の増でございます。

こちらは私立幼稚園事業費、あるいは私立幼稚園等の助成ということで、こちらの増額でございます。

また、社会教育費につきましては46億8,200万円で、前年比で4億3,300万円の増でございます。

こちらにつきましては、志村二小、志村六小のあいキッズ等の建築経費の減額に対しまして、下の方、建築費を除くものですが、あいキッズの土曜日の実施、あるいは中央図書館の改築基本設計等の増でございます。

こういったような内訳になっているところでございます。

冊子の方に戻っていただきまして、同じページの下の段です。普通建設事業費を除く教育費の推移でございます。

こちらは、左の表、左欄が普通建設事業費。これは学校改築、大規模改修などの工期の違いによって年度間で大きく増減になるところでございます。

同じ表の右側の欄で、普通建設事業を除く教育費。これがいわゆるソフト事業でございます。

こちらを見ていただきますと、近年では毎年度予算を増額しているところでございます。学力向上であるとか、ICT化、あるいは安心・安全のための経費の増で充実を図ってきた結果でございます。

続きまして、次の7ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらが28年度の主な新規拡充事業でございます。

こちらにつきましては、まず新規につきましては、板橋区立学校学級安定化対策事業アセスメントということで、こちらにつきましては、区立小中学校で子どもたちの学生生活の意欲や学級に対する満足度を把握することができるアセスメントを活用しまして、教員の日常の観察であるとか、面接の把握だけで個人の内面や学級集団と個人との関係を把握しまして、学習環境の安定につなげるということでございます。

今年度は、区立小学校5、6年生、中学校の1・2年で実施するものでございます。

次のオリンピック・パラリンピック教育につきましては、いわゆる「まなぶ・うごく・かかわる・ふれあう・もてなす」、これをキーワードとしまして、板橋オリンピック・パラリンピック教育プラン、板橋5つの取り組みを策定し、その

内容を実施するものでございます。今年度につきましては、区立学校10校を重点校として実施していくものでございます。

この次の子どもの健康づくり事業でございます。

こちらの株式会社タニタの測量機器であるとか食育に関するノウハウを活用しながら、運動習慣の確立であるとか、生活習慣の見直し等について、研究校を指定しまして、家庭・地域と連携した取り組みを行っていくものでございます。

今年度は対象校、天津わかしお学校及びモデル校として小学校1校で実施するものでございます。

続きまして、(仮称)生涯学習センターの整備・設置でございます。

こちらにつきましては、生涯学習センターの整備によって、若者支援及び世代間交流、地域課題、現代的課題の事業の拡充、それと学習情報の提供、相談機能の充実を図るということで整備をしていくものでございます。

最後に、5番目が近代化遺産としての史跡公園整備。こちらが、加賀地域にある野口研究所、あるいは旧理化学研究所を近代化遺産として保存整備するための基礎調査を実施して、将来的には全国有数の史跡公園として、国史跡の指定を目指すものでございます。

こちらが新規事業でございます。

その下が拡充事業ということで掲げているものでございます。

また、8ページ以降につきましては、計画事業、あるいは主要事業について掲載されているものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 新規事業のアセスメントについてですが、27年度の研究指定校の発表会を見たときに、かなり多くの学校で実施していらっしゃったということを知りました。また、昨年度、中学校の校長先生方との研修会の中で、費用的に生徒会費などから負担している学校もあり、区の方で何とかしていただけないかというようなご意見もいただいております。

今回、このような形で予算化していただいたことで、現場の先生方の声が生かされたのかなと思って、大変よかったなと思っております。ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 板橋区における組み体操等への対応方針について

(指－１・指導室)

教 育 長 　　では、報告６「板橋区における組み体操等への対応方針について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 　　資料の「指－２」をご覧ください。

板橋区における組み体操等への対応方針について、ご報告いたします。

平成２８年４月１１日付で、この「指－２」の資料について、教育長名の通知文を各学校・園に発出し、昨日、４月１２日の定例校長会でも配付して説明いたしました。

組み体操については、平成２８年３月２４日に、東京都教育委員会から、都立学校ではピラミッド、タワーについては、平成２８年度は休止すること、区市町村立学校における対応は、地域の特性や学校の実情を踏まえ、区市町村教育委員会が適切に判断することなどの対応方針が示されました。

また、３月２５日には、スポーツ庁から、大きな事故につながる可能性がある組み体操の技については、確実に安全な状態で監視できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合には実施を見合わせるなどの方針が示されました。

これらの国や東京都の方針を踏まえ、区立小中学校の保健体育を専門とする校長先生方からもご意見をいただき、本区としての方針を定めたところです。

基本的な考え方は、通知文の本文の下から４行目、「つきましては」以降に記載しております。組み体操を初めとする運動会で実施する種目について、実施の可否を含めて、自校・園の状況を踏まえ、十分検討し、組み体操を実施する際には、学習指導要領に記載されていない発展的な内容であることを全教職員が認識した上で、校長が適切に判断することとしています。

具体的な対応方針については、１から１０に記載しております。

少し説明をさせていただきます。

１番のところですが、ここは教育効果より安全を最優先して、意義や狙いや子どもの実態、教員の指導力など、そして保護者の理解の観点から慎重に検討すること。

２番ですが、ピラミッドやタワーなどについては高層化を回避すること。高さの制限といたしまして、ピラミッドは４段、タワーは３段までを目安とする。小学校においては、最上段の児童の足場の高さが２ｍ以下となるようにすること。中学校においては、労働者への規定として２ｍ以上の高所作業については十分な安全対策をとることという規定があることも踏まえて、適切に判断することとしています。

３番ですが、ここは各種目や技の持っている危険な因子を分析して、けがを防ぐ配慮をすること。

そして、４番です。転落の危険や１人に多大な負荷のかかる技など、大きな事故につながる可能性がある技については段階を踏んだ練習を行うこと。そして、確実に安全にできるということを確認した上で、できないと判断した場合には実

施を見合わせることを。

つまり、これは練習でうまくいかないものについて、本番だからうまくいこうというようなことではだめだということを明確に述べたものであります。

5番です。次のページにいきます。

練習中に危険な事故が発生した際には、直ちに練習を中止して検討する。状況に応じては、その種目の実施を中止するということ。

6番ですけれども、1学期に運動会を実施する場合には、集団や個々の能力が2学期に実施する場合と異なるということに十分に配慮すること。

7番ですけれども、保護者にも丁寧に説明をする、情報提供を行うこと。

そして、8番です。8番は、学校の管理下においては、教員、そして学校に安全についての注意義務があるということで、各学校が校長の責任において、实际的、かつ適切に判断すること。

そして、9番ですけれども、組み体操の練習開始の7日前までに練習計画を指導室に提出すること。

そして、最後に10番ですけれども、今年度、重篤な事故が発生した場合には、来年度の組み体操の実施について全面的な見直しを行うことということで、このような対応方針を定めました。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

室長、現実的には、昨年度、板橋区内の小学校、中学校はどのぐらいの学校が組み体操を実施していますか。

指 導 室 長 昨年度につきましては、小学校は52校中19校、中学校は23校中13校となっています。

失礼しました。間違えました。組み体操の実施校ということになりますね。

教 育 長 はい。では、後で、また、お願いいたします。

上 野 委 員 これはどのぐらい実施されるか報告を聞かないと分からないのですけれども、今の状態だと、事故が起きれば次年度は見合わせるという状況から考えると、まず根本的にやるか、やらないかでしょうね。

実際、やっている学校とやっていない学校が出ているということが区内でも起きている状態と、ここの3行目、4行目に26年度は10件の骨折、27年度は4件の骨折と、これが起きれば次の年はやらないという状況なのか、起きる前の対応だと思うんですよね。

今、正直、すぐ骨折します。その辺のところ、起きてからということなのか、指導室に計画書を出せと書いていても、本番にいくまでの間に骨折の数字が出てくるのか、本番での骨折の数字なのかという状況も踏まえていくと、もう少し多いのではないかなと思いますよね。

私のところなんか、大分前にもうやめてしまっていますので、先ほどの、現状の実施の状況を把握した上での意見を言わなくてはいけないと思うのですが、小学校、中学校ともに、やる意味と理由を考えていかなければならない時代に入ってきているような気がします。

指導室長　　まず、組み体操の実施校について、大変失礼いたしました、平成27年度の実施校ですけれども、小学校は天津を入れて53校中50校です。

上野委員　　53校中50校がやっているのですか。

指導室長　　50校が組み体操を実施しております。それから、中学校は23校中11校が組み体操を実施しております。そして、昨年度のけがにつきまして、骨折4件につきましては練習中に発生したものです。本番は0件という報告を受けております。

上野委員　　先ほど、1番のところの「教育効果より安全を優先し」というところは余り無理しないでということだと思うので、とはいうものの今後の方針というものは考えていかなければいけないかなという時代に入ってきているような気がしますよね。

指導室長　　平成26年度の骨折という視点で考えたときには、事故件数は減っております。これは、教育委員会としても、そして各学校でも十分に注意喚起をしてきたというところは1つの成果かなとは考えております。

しかしながら、実際にまだ事故が発生しているというところで、今年度、昨日も定例校長会でお伝えしたのですけれども、休止、あるいは中止をするという判断を含めて十分に検討していただきたいということで校長には伝えております。

例えば指導者が十分に整っていないということであれば、今年度は休止する。しかしながら整ってきたら来年度の可能性も含めて改めて検討する。去年やっていたからやるということではないというところで、慎重に判断するというところで考えています。

上野委員　　当然、大きな問題が起きれば全体的に中止という可能性は非常にあると思うんですよね。

教育長　　このペーパーの中の最後に、「発展的な内容であることを全教職員が認識した上で校長が適切に判断する」。学習指導要領では、この発展的な内容は全ての子どもたちに課すべきものではない、つまり達成できた子どもたちに発展的な内容をするのだという考えからいえば、全員にこれを課すことによって4番目の大きな事故につながる可能性というところにつながると思うので、このあたりの理解を、今までのような根性論で進めていくという考え方を恐らく室長は昨日あたり

も強く言っていたと思います。

現実的には、実は大きな事故につながる可能性がある技というのはピラミッドやタワーだけでではないですね。室長、どんな技がありますか。

指導室長 昨年度、小学校で起きた事故のうち3件についてご紹介します。

サボテンで1件、歯にひびが入った。サボテンは2人技ですけれども、上の子が落ちたときに顔から落ちたというところで歯にひびが入りました。

それから3人組みの2段タワー、高さとしては余り高くないのですが、ここで右手首の骨折があります。

そして、よくある3段タワー、ここで右の上腕骨折。これがよく指摘されている事故になります。

中学校でも、やはり3段タワーで右手首、鼻骨の骨折というのが骨折の内容です。

松澤委員 的外れな話になってしまうのですが、組み体操についてのお話ですけれども、何か、受け身とか、そういった体を鍛える行為、普通に僕らが思うのは、そういうことをされていないで急にサボテンで骨折ということなのか、それともそういった体を鍛える行為をずっと小さいときからやっていて、6年生でサボテンで骨折したのかということにも非常に疑問が多いんですよ。

僕らも柔道が普通に授業であったときに、受け身を先に教えていただいているので、ほとんどの場合、そういったことにはなりづらいのですが、今のお子さんたちは、多分、受け身をとれていない子が多かったり、あと、腕の力もない方が多かったでするので、そういったのを考慮して、先ほど上野委員が言ったように、極論ではないのですが、もう難しいという判断であれば、まず段階を踏んでいかれることをしないでやっていること自体が非常に危険なのかなと、私は、今、素人ながら思ってしまっただけで、それをやった上で事故なのであれば、それは改良の余地はあるのかなと思うのですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

指導室長 この段階を踏んでの練習ということは、学校も意識をしております。

例えばいきなり上に上げるのではなくて、上から飛びおりの練習というようなものもします。

また、例えば小学校でいくと、5年生と6年生が学校で人数が少ない場合は、一緒に組み体操をやっている場合があります。5年生はやや簡単な技にとどめ、6年生はやや高度な技にするというような、そういった意味でも2年間かけて技のレベルを上げていくというような配慮はしています。

ただ、実際に日常生活も含めて、転んだときに手が出ない、そして顔からいくということもありますし、今回のサボテンの事故につきましては、教員としては支える足を持つ位置を指導していたのですが、その持つ位置がやはり徹底できない、子どもによっては、ずれてしまったために上の子が受け身をとれない状態で落下してしまったというようなことはありますので、指導の徹底も必要ですし、

そこは指導が入るか、子どもの実態も十分に見きわめた上で技をやる、やらない、あるいは下なのか、上なのかという配置というのでしょうか、どこの位置にするかというようなことも慎重に判断していく必要があると思われま

松澤委員 分かりました。

教育長 今回の松澤委員のお話の中で、やはり指導方法、指導内容と指導方法、こういったものをきちんと全部の学校、責任者、担当者が理解する、そういう場というのが必要かなと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

指導室長 今、小学校の体育を研究している小学校教育会の体育部の方で、4月15日になりますが、専門家を招いての実技研修を行います。ここには各学校、必ず1人ということで指導室としてもお願いしています。中学校の組み体操をやる学校の教員もその実技研修に参加して、全体で安全な指導というところで確認する場をつくっております。

教育長 ぜひ、その場に区教委からもどなたかが行って、こういった話をされる。校長だけではなくて、実際に指導する人にもぜひ伝えていただきたいなと思います。

指導室長 指導主事を派遣する予定であります。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

教育長 大変大きな問題になっている部分がありまして、全面中止としたり、あるいはピラミッド、タワーはやめたりというような、特に千葉県あたりはかなりそういった傾向があります。

もともと何のためという目的論からして、きちんと押さえていただければと思います。よろしくお願いたします。

○報告事項

7. 平成28年度研修案内

(支-1・教育支援センター)

教育長 では、報告7「平成28年度研修案内」について、教育支援センター所長から報告願います。

教育支援センター所長 それでは、資料の「支-1」、研修案内をご覧ください。

まず、表紙のところにございます「平成28年度研修案内 学び続ける ー1, 800人で教え、教わり合う研修を目指してー」のご報告でございます。

この表題にございますように、教え、教わり合って、高め合うことができる、そんな研修会となるよう、本年度、大幅に改定をさせていただきました。

その改善点の幾つかをご説明いたします。

まず、改善点の1としては、3ページをご覧ください。

この3ページにもございますように、まず、研修体系を分かりやすくして、参加いただける研修会にしたことです。

研修は大きく5種類ございまして、AからEでございます。

その次の4ページ。

これが開設したそれぞれの講座でございます。

そして、次の5ページですが、これは研修会の参加について説明したもので、Cの授業革新研修、それからDの特別研修、板橋アカデミー、それからEの専門講座、板橋アドバイザーズ・ラボについては、本年度、教員の選択による研修にいたしました。

次に改善点の2つ目としては、6ページ目の表をご覧ください。

経験年数に応じて研修会があるわけですが、それをクロスすることで教員自身のキャリアアップを図るよういたしました。

例えば年次が異なる新任主任と新任主幹を同じ研修会にして、そこで協議を行ったり、それから、これはほかの研修ですが、授業を見合ったりすることで、お互いの成長、例えば新任主幹が自分の主任時代のことを思い浮かべて成長したということを実感したり、また反対に、主任教諭が主幹教諭を見て、ああいうふうになりたいと目標をもつことができる、そんなふうにいたしました。

それから、改善点の3つ目としましては、15ページをご覧ください。

次の15ページ、それから16ページで、研究奨励校等の研究発表会を紹介しまして、そこに先生方が参加しやすいようにしました。

それから、18ページにBの教師力向上研修というのがございまして、そこでESD、アントレプレナーシップ教育、これは新しく設置した研修会ですが、その講師に平成28年度の研究指定校をお願いして、そこで研究した内容を発表していただくというような構成をしております。

研究した学校だけではなくて、板橋区の全ての学校がよくなる、そんな研修会にしております。

それから、4点目としては、次の20ページをお願いします。

この20ページの研修会については、教員が参加したくなるということで、選択と集中ということで図っております、どちらかという、話す、聞くの小学校英語、それから安全な水泳指導というように、実技や授業研究を中心にして行うことにいたしました。

以上、一部だけ紹介させていただきましたが、研修会の数は昨年度より減っておりますが、内容的、質的には向上しているという中で、先生方が教え、教わり合って、高め合うことができるような研修会をしております。今後はなるべく多くの方々が参加できるように、こういった学び続けるの研修会のご案内については全教員にお配りする予定でおります。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青 木 委 員 大変多岐にプログラムを用意していただいて、非常に積極的にやられているということがよく分かった資料になっていると思うのですが、運用面で伺いたいのが、例えばたくさんあるので、色々な先生が参加したいとなったときに、例えばこういう方は優先的にこうだ、こういうのを受けてくださいとかというような、例えば推奨講座だとか、あるいは必ずこれを受けてくださいとかというようなものというのは、何か、分かるような、あるいは伝え方の中で工夫されているのでしょうか。

教育支援センター所長 Aの学校力向上研修については、必修または悉皆のものなので全員出てくださいということ。それから、Bの板橋の教育課題、教育の板橋の研究課題、こういったものについては、できる限り学校で出てくださいというようなことにしています。あと、小学校英語教育講座、Cの授業革新研修の中にあるものなのですが、これについては学校で1名で、2年間で必ず1名出してくださいというようなものもあります。

それから、ICTの研修会もあるのですが、それについても2年間で全員研修を受けてくださいというようなことは案内しております。

別途、この通知をお出しするときに、その辺のところは分かるようにしていきたいと思っております。

青 木 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

上 野 委 員 非常に多岐にわたっているので選択もできると思いますけれども、これは研修の時間が妥当なのでしょうか。2時半とか9時45分というのは出られますかね、こういう時間帯に。

教育支援センター所長 勤務時間のことも考えまして、また授業の時間のこともありますので、終わりを16時45分ということで設定しているところです。

上 野 委 員 終わりを合わせているという。

教育支援センター所長 終わりの部分が勤務時間というところで、考えて設定しております。

ですから、授業5、6時間目ということについては、授業はほかの先生方に任せるなり、また、入れかえるなりして参加するということになるかと思っております。

教 育 長 三季休業中、特に夏季休業中については、子どもがいないということで朝から研修を可能にしているということですね。

教育支援センター所長 特に夏季休業中には、全員受講していただくICTだとか、受講回数の多い英語についても、なるべく夏季休業中に集めて、なるべく負担のないような設定をしております。

上 野 委 員 やはりこういうものについては、極端な意見かもしれませんが、勤務時間内でないとまずいのでしょうか。

教育支援センター所長 勤務時間内でないと出張を命じることができなくなります。ただ、この自主的に参加するDの板橋アカデミーとEのアドバイザーズ・ラボについては、勤務時間外の6時から行っておりますので、それについてはご自分の判断で受講していただくということになります。

上 野 委 員 分かりました。

松 澤 委 員 19ページのコミュニケーション能力研修というのがありますが、こちらのコミュニケーションというのはどちらに対しての、例えばですけども、親御さん、保護者の方に対してのコミュニケーションの取り方ですとか、あと、例えば子どもたちとコミュニケーションをとってうまく授業を進めていくとか、そういったところというのはどこに着目されているのでしょうか。

教育支援センター所長 どちらかという、チームマネジメントの方が学校トラブル等の部分も入ってくる研修会ですが、ここのコミュニケーションというものは、子どもを主に、子どもの気持ちを理解していくことを主に置いているものです。

松 澤 委 員 分かりました。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 私の方からですけども、各学校の研究発表、これは昨年度からお願いしているんですけども、ただ一方的な発表に終始することなく、参加型研修といっている以上は、参加者がアクティブラーナーになるような、そういう研究発表会の持ち方、つまり学校側が一方的に発表して、講師が話して終わりということは避けていただいて、その学校の研究発表を聞きながら、自分、あるいは自校の実践とも比較しながらというところで、この研究発表自体が、研修するためには、参

加者が学んでアウトプットする場面というのはぜひともつくっていただきたいなと思います。

教育支援センター所長 今後も工夫してまいります。今回、そういった研究発表校については講師になってこの研究会のアウトプットをしてもらうというところに踏み込んだのですが、実際に学校で行う研究発表については、おっしゃるように学んだことが出せるような形にさらに工夫してまいります。

青木委員 せっかく、今、教育長のお話があるとすると、クリッカーとかを使われたらどうですか、講習会の中で。クリッカー、先生たちが、要するに、話していることに対して、都度、「これに対してどう思いますか」といったのに対して、テレビのリモコンみたいなクリッカーで、結局、A、B、C、D案等を選択してもらって、今、会場の先生たちはこういう意見ですとか、リアルタイムで見ながらやると双方向になるというのが多分あるので、多分、ICTの方をお持ちのところも多いというか、あると思うので、その辺を活用するのが双方向にするための1つの手段だと思うのですけれども。

教育長 6月のアカデミーで、帝京大学の中田先生をお呼びするのですけれども、その先生はよく使いますね。参加者がクリッカーを使って、1番、2番、どれがいいですかというような。

青木委員 私の大学でも英語の授業でやはり使っていて、その効果が出てきているというのは先生たちが言っていますので、双方向にするための1つの手段ではあるかと思えます。

そういう時間をわざわざ設けて、その時間をもったいなかったりすると、割と時間をとらなくて、講師本人もインタラクティブな授業ができるというやり方になっています。

教育長 少し研究をしてみてください。

教育支援センター所長 ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. 児童数増加に伴う校舎棟の増築について

(新1・新しい学校づくり課)

教育長 では、報告8「児童数増加に伴う校舎棟の増築について」、新しい学校づくり

課長から報告願います。

新しい学校づくり課長

それでは、よろしくお願いいたします。

資料につきましては、「新-1」でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、児童数増加に伴う校舎棟の増築についてご説明を申し上げます。

成増地域におきまして、近年、児童数が増加傾向にございまして、平成29年度に普通教室の不足が見込まれるような状況になってございます。

成増小学校、成増ヶ丘小学校ともに、近隣小学校との通学区域の変更による児童数の調整には時間がかかりますし、効果も小さいため、増築等による教室数の増加を図らなければならないような状況にございます。

成増小、成増ヶ丘小学校は、いずれも建築年次が古いこと、また、増築予定地が、後ほど資料の方でご説明いたしますけれども、体育館を挟んだ、既存校舎とは離れており、つながらない位置にしか建築ができないこと、また、将来的に、改築等を検討するような状況に至った場合には、その全体計画に影響を及ぼすというようなことが想定されてございます。

このため、成増小学校、成増ヶ丘小学校、いずれも喫緊の教室不足に対応するため、工期や経費の検討において、効率的で安価であるリース等を採用するということにさせていただきました。

それでは、各施設の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、成増ヶ丘小学校でございましてけれども、資料、1ページをお開きいただければと思います。内容が記載してございます。

項番の7番でございまして。今回、増築する建物の構造、規模でございまして。

鉄骨造、地上2階建ての特別教室棟と既存校舎に接続する渡り廊下などになります。

項番9の延面積でございましてけれども、増築する校舎は184㎡、渡り廊下50㎡、飼育小屋6㎡の合計920㎡でございまして。

項番の12でございまして。主要諸室等でございまして。

これにつきましては、4ページの方をご覧いただけますでしょうか。

上の図が1階となっておりまして、あいキッズ、それと算数少人数教室でございまして。下の図が2階になってございまして。こちらは図書室、パソコン室、理科室でございまして。

工期でございましてけれども、平成28年9月ごろから工事に着工いたしまして、29年3月より賃貸借を開始する予定になってございまして。

3ページの方をご覧いただけますでしょうか。

こちらは配置図でございましてけれども、上のL型の建物が既存校舎でございまして、その下、「既②」と書いてございまして、こちらが既存の体育館でございまして。この体育館を間に挟みまして、既存校舎と離れた位置、体育館の左側に増設を行うというものでございまして。

恐れ入ります、2ページにお戻りいただけますでしょうか。

項番の15でございます。賃貸借の期間でございますけれども、期間は7年間を見込んでございまして、必要に応じて、再リースにより使用を延長することも可能というような状況になってございます。

項番の16でございます。賃貸借の金額でございますけれども、3億2,184万円でございます。こちらは1カ月当たり直しますと183万円余という金額になります。

賃貸借の業者さんでございますけれども、大和リース株式会社東京支店ということでございます。

校庭につきましては、28年6月ごろから29年3月の下旬ごろまで、工事の関係で使用できる範囲が一部狭くなるというような状況でございます。

次に、成増ヶ丘小学校でございます。

5ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらは、項番の7番でございます。今回、増築する建物の構造、規模でございますけれども、鉄骨造、地上3階建ての特別教室棟と既存校舎に接続する渡り廊下になります。

成増小学校と異なりまして、こちらは3階建てとさせていただいておりますけれども、校庭の面積を少しでも減少させないために建物を上に上げているというような状況でございます。

項番の9の延べ面積でございますけれども、増築する校舎は864㎡、渡り廊下が120㎡の合計984㎡でございます。

項番の12の主要諸室でございますけれども、こちらにつきましては、8ページをご覧くださいと存じます。

こちらは上の図が1階となっておりまして、あいキッズ室がございます。

下の図が2階でございます。図書室、学習スペースになってございます。

次のページをご覧ください。

こちらが3階の配置図になります。3階につきましては、家庭科教室とパソコン室というような配置でございます。

配置図でございますけれども、7ページをご覧くださいと思います。

こちらは上側が既存校舎でございまして、下の方に既存の体育館がございます。この体育館を挟みまして、さらに下側の方に、今回増設する特別教室を配置するというような形になってございます。

工期でございますけれども、こちら平成28年9月ごろから工事に着手いたしまして、29年3月より賃貸借を開始いたします。

恐れ入ります、5ページの方にお戻りいただいでよろしいでしょうか。

項番の15番でございます。賃貸借の期間でございます。

記載のとおり、平成29年3月20日から7年間でございます。こちら成増小学校と同様に、再リースにより使用の延長を図るということも可能でございます。

6ページでございます。

賃貸借の金額でございますけれども、3億4,128万円でございます、こ

ちらは1カ月当りに割返しますと404万余という金額になります。

賃貸借の業者でございますけれども、こちらも成増小と同様に、大和リース株式会社東京支店でございます。

こちらの校庭につきましては、28年5月ごろから29年3月下旬ごろまでの間、工事の関係で使用できる範囲が狭くなるというような状況でございます。

両校とも、平成28年度中に特別教室から成る増築棟を建設いたしまして、29年度に既存校舎の特別教室に改修する工事、それと給食室等の改修工事等を見込んでございます。

いずれの工事につきましても、工事期間中は児童の安全・安心に留意いたしまして、事故のないよう、保護者の皆様、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら施工してまいりたいと考えてございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

9. 板橋区立学校施設標準設計指針（案）について

(施-1・施設整備担当副参事)

教 育 長 それでは、報告9「板橋区立学校施設標準設計指針（案）について」、施設整備担当副参事から報告願います。

施設整備担当副参事 資料は、「施-1」をご覧ください。

冒頭に、委員の皆様方に関しましては、概要版、当日、席上配付となった失礼をご容赦願います。

本件は、11日の庁議に提出いたしまして、色々、ご意見を既にいただいております。

本日、ご提示するこの（案）という形で標準設計指針をご提示させていただいた上で、委員の皆様方からもご意見を頂戴して、今月の末、28日の教育委員会で確定という運びで進めさせていただけたらということで、今回、議案にさせていただきます。よろしく申し上げます。

では、説明に移ります。

資料の、まず、1ページをご覧ください。

概念図といたしまして、教育ビジョン、それから学び支援プラン、先に確定した部分の絵がございます。

その中、中段、3つの基本的な方向性の中にそれぞれ項目がございまして、今回、この標準設計指針では、主に授業の改革と学校施設の役割というところで、それぞれこの3つの方向性の中からピックアップしまして、何よりも子どもが主

体的・協働的に取り組む授業、または教師の創造性が発揮できる授業、そういったものを実現するための施設・設備が必要であるという観点で、学校施設のあり方ですとか、運営の方法などを含めて、検証、検討します。さらに、それを生かして様々な取り組みを複合的に展開するために、教育委員会のみならず、教員、保護者、または地域の関係者の方々が協働して、教育のソフトの部分と学校施設のハードの部分とを両輪となって機能させることが必要不可欠だということを念頭に置きまして、こういったものをつくらせていただいております。

次ページをご覧ください。

そのあたりが文字に記されています。先にこの標準設計指針の前に、学校施設のあり方検討会の報告書というものがあまして、そちらも参考にしております。

資料の3ページをご覧ください。

ここでは、これからの学校に求められる機能や、要素を4つの視点から分類しております。

どういった視点かと申しますと、まず、一番上です。安心・安全で居心地の良い学校。これは子どもたちが楽しく学校生活を送ることができるか、もしくは防犯設備等、安心・安全に耐えられるような施設なのかという視点です。

次に、主体的・協働的な学びができる学校ということで、子どもたちの生きる力の育成、子どもの学びを保証する教育環境の確保というところの工夫を述べております。

3つ目が、地域と連携する学校です。

こちらは学校支援地域本部として活用できるような施設づくりという観点から置いています。

4つ目が環境に配慮した学校というところで、環境問題に対応するための省エネですとか、今後のメンテナンス等も視点の1つに置いています。

このように、現行の学校施設と大きく違うところは、学校施設の機能の向上の部分と、そもそもの機能を増やした多機能というところの視点で捉えています。

次のページをご覧ください。

そうした学校づくりにかかわる関係者を整理しております。

新たな学校づくりの関係者といたしまして、先ほども述べました、大きくは学校の教職員ですが、一方で地域の関係者、保護者という方々も大いに関連する関係者と位置づけております。

そうした方々を踏まえた上で、下の方です、5番、学校づくりを進める手順といたしまして、教育活動の場にとどまっていないという学校施設。これからの学校施設は地域コミュニティの重要な施設だという置き方をしております。

学校、保護者、地域の関係者の方々、そういった方々を強く意識して、実際に利用する立場の方々からの意見を集約して、どのような機能を充実すべきかということを経験の前から盛り込んでいくべきというような書き方をしております。

次のページに移ってください。

そのご意見をきちんとした学校施設の機能に反映する手順を示しております。

まずは、既存施設の状況などを把握して検証すること、次に意見集約というところ

ころです。それぞれの皆様方に会議体として参加いただいて、課題を集約して、それぞれのプランに反映する。

その際に、そういう機能を模式化するゾーニングという建築的な考え方があるのですけれども、設計・製図に入る前の簡単な模式化した絵を模しまして、皆様方の言葉でやりとりをする。これはパタンランゲージという建築サイドの考え方なのですけれども、こういったものを多用して積み上げていきたいと思いますというところでは、

それを模式化したのが次のページです。

会議体と手順のイメージというところで、一番上にこの標準設計指針の検討会を置いておりますが、今回は左の下に流れているAグループの協議会、対象は上板橋第二中学校と向原中学校の協議会でございます。

そちらが1つと、もう1つが右手から流しておりますBグループの検討会といったしまして、これは板橋第十小学校が代表しております。

それぞれ手順といったしましては、課題の把握、アンケート等を行って検証して、それぞれの方々からヒアリング、意見交換、下の方ですね、意見・要望を集約していきまして、基本の構想ですとか基本の計画に結びつけていきます。

次ページにお進みください。

この本編は、後先になりましたけれども、今まで申し上げてきた学校づくりの様々な要素と、それから、それをつくり上げるプロセス、過程の部分が、後段の部分です。これが第Ⅱ部と書いてありますが、今後の教育方針を具現化するための施設の構成という置き方をしております。

再度、板橋区の目指す学校施設の役割ということを抑えまして、それを9つの項目から成る整理をいたしました。

項目といったしまして、これからの教育に対応した施設というところから5つ目まで、安心・安全、防災、次に地域コミュニティー、環境問題への対応、特別支援教育への取り組み、ここまでが新たな視点という形で機能を整理しております。

それをまとめたのが、次に掲げましたこれからの学校に求められる機能としまして、細かく分類しますと、ここに表記してある7項目です。

地域支援本部ですとか、習熟度別学習の教室、特別支援学級（教室）の設置ですとか、小学校におきましては、あいキッズの専用室などが掲げられます。

そうした学校施設に関しまして、新たな捉え方の大きな方向性として、「教具」として学校施設を抑えようではないかというところでは、

長い間使用する大規模な教具として認識する必要があるということ念頭に置きまして、将来の学校教育における授業展開ですとか、地域関係者との連携にも大きな影響を与える学校施設に関しまして、授業革新を踏まえた上で、双方向から、地域の皆様方からも貴重なご意見をいただきながら、慎重な検討、協議を必要としております。

次に、目的として、何よりも子どもたちの主体的・協働的な学びの推進というところを置きまして、そのためにオープン形式、中学校では教科センター方式という整理をしておりますが、その方法が有効であると考えています。

最後に、何よりも学校と教育委員会事務局の連携、こちらを大切に進めていくことを掲げています。

次のページにお進みください。

冒頭に申しあげました学校施設の方針も4つの視点でというところで項目を整理しております。

内容としては、安心・安全の部分です。教育環境の充実、面積の手当が必要となる施設、今までの面積のみならず、ゆとりのある空間づくりというものを重要視しております。

次の項目です。主体的・協働的な学びができる学校といたしまして、将来の学級編制等の弾力化、つまりは教室を少しずつ可変できるような設えが必要じゃなかろうかというところで、オープンスペースという広いスペースのみならず、児童数、生徒数の増加に応じた学級数の増減にも対応できるようなものを必要としております。

また、多目的なスペースの機能の整備といたしまして、学年のまとまりだけでなく、ICT教育に掲げるような、タブレットでも対応できるようなスペースの編成をうたっております。

3つ目の項目としては、地域と連携する学校です。

こちらは、地域連携のみならず、災害用の防災備蓄倉庫ですとか、その他、避難所としての学校づくりとしての観点も置いています。

4つ目が環境に配慮した学校として、例えば、給食調理場はドライ化すると給食の調理室が少し面積を必要とします。衛生面の観点ですと、新たなHACCP、これは赤塚第二中学校で採用した方式なのですけれども、新たな取組をしたものも検討しております。

こうした面積の増加ですが、小学校では最大18%、中学校では10.5%という割合で多目的スペースの面積加算、これは国庫補助基準の面積から加算が認められておりますが、この面積の範囲内ではおさまることが難しいというところで、今申しあげた給食室のドライ化ですとか、災害予防用備蓄倉庫、地域連携の施設、あいキッズ専用室など、こういったものを中に収めることが難しいというのが今の課題となっております。

次のページへお進みください。

それぞれ細かく分けた項目がこちらにございます。挿絵等を含めて、ご覧いただければと思います。

先ほど申しあげた教室のオープン化というところですが、ICTの活用というところでは、コンピューターのみならず、タブレットの活用というところで、オープン化、もしくはクローズド空間としての活用もできるような対応を考えます。さらに、動きの中で、移動した空間でタブレットを活用するというところも検討の1つとして挙げられております。

そもそもオープンスペースとは、というところを次の項目で書いております。

広い空間のみならず、例えば手当が必要な特別支援の教室に通っているお子さんが、クールダウンするようなコーナーも必要じゃないかというところも観点の

1つとなっております。

一方で、オープンスペースを採用しますと、多くの教育の用具が必要になっておりますので、そういったものを保管、もしくは管理するための収納スペースも重要という課題も出てきております。これは、逆に、教職員の皆さんの負担を軽減することにもつながっております。

また、課題としては、視覚的な連続性の確保ですとか、音に対する配慮も必要ということが述べられています。

具体例です。次にお進みください。11ページです。

まずは、小学校の計画からご覧いただきます。

小学生は体格的に大きく成長する時期でもありますので、成長段階に応じた学年ユニットという考え方を持っております。身体寸法に合わせて、それぞれの教室、もしくはオープンスペースをきちんと分けて考える方式を採用しております。

次ページにお進みください。

続きまして、中学校の計画に関してです。

こちらは従来の学校の形を特別教室型運営方式としますと、新たな考え方として、教科ごとに教室を設ける方式を教科教室型運営方式、さらにその中の1つに教科センター方式という置き方をしております。

こちらは、もともと採用が始めて行われたのが赤塚第二中学校、昨年度末に竣工した中台中学校の校舎という2校が教科センター方式を採用しております。新たに新しい上板橋第二中学校では、この2校を踏まえた上で、この指針を生かしながら教科センター方式を採用していこうという計画をしております。

この方式の留意点です。

そもそも掲示板の面積ですとか、家具、もしくは教科ごとの要求を十分に把握して、それを反映できるようなスペースづくりというものが重要となっております。

ただ、一方で、学校では敷地上の制約が大きいので、中高層の計画になってくる場合もあるので、そういった留意も必要だというようにまとめております。

1例として、下段に教科センター方式の1つのまとめり、ユニットの略図を掲げさせていただきます。

次のページにお進みください。

4項目目は地域の避難所として、地域の方々の指定避難所としての考え方で、続きまして、地域ということで、5ページ、次ページです。

地域関係者と連携するということで、ゾーニングの考え方を色分けしております。地域連携としますと、管理区画を明確にして、学校の管理上の負担をなくすということも重要と考えております。

最後に、特別支援に適した学校づくりです。15ページをご覧ください。

板橋の状況、板橋区内の小中学校の状況と特別支援校の状況。

今後の施設整備ですね、特別支援学級、特別支援教室をどのようにしていくかをまとめました。

最後に、7番です。16ページです。

施設を捉えるに当たりまして、ハードと教育活動（ソフト）の連動、将来的な

展望を見据えた機能の拡充というところ。

最後に、教育環境の向上とデザイン。デザインといいますのは、低炭素社会の実現というところ、もしくは利用円滑化、バリアフリーからユニバーサルデザインというところも捉えております。

最後に、18ページをご覧ください。

1ページ飛ばしていただいて、参考として掲げておりますのが今後のスケジュールです。

ちょうど27年度のところに指針策定とありまして、今後、上二中、板十小の設計から工事の竣工。この2校ができ上がった後にさらなる実証、検証を行うというスケジュールです。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 こういったものができてくると非常にいいのかなと考えております。

こういったものに関して1点だけお願いしたいのは、やはり長期ビジョンで、これは絶対に必要という部分に関してはずっと継続していただいて、短期ビジョンで、少し変化が必要な対応が迫られるときも多いかと思っておりますので、その点のところは改善していただけると、また、これがいいものであればあるほど引き継いでいって、これがまた定例になってしまうと変化に対応できないということもあると思っておりますので、どんどん改善していくところは変化していただければいいかなと思っております。

施設整備担当副参事 ありがとうございます。

青 木 委 員 私からは、非常に切り口の点で十分きれいにまとめられているなと思っておりますけれども、大事なこととして、先ほどの教具としての学校施設ということが大変大事な言葉だと私は認識しております。

ぜひ、建てる中で、今、私の大学の新校舎の建築現場でもやっているのが、実際の建築現場に学生を入れるところから始めています。

どういう建ち方をして建物が建っているのか、それから建った後に、要するにできるだけ調べる学習などができる、例えば空調の設備ですとか、それから前も少しお話しした太陽光パネルのインジケータをつけていて、どのぐらい発電しているかを測るとか、そういったようなところにつながっていくような建物づくりというのがあるとすごくいいのではないかなというのが1つです。

それから、もう1つは、物すごく色々な切り口があって、多分、先ほどもお話があったみたいに、これが実際に実施設計なんかに入ると大変だと思うのです。

それで、新しい設計の考え方に、いわゆる収納スペースをとにかく可変にできる、可変の間仕切りの話とかもあると思うのですけれども、全く新しい建築の分野では天井を可動式にしちゃうという話があるんですね。

要するに、天井が降りてきて別のものができ上がるというような、舞台装置の考え方ですね。

こういったものが仮に、工費がかかるので検討の余地はありますが、積極的に考えて取り入れられるならば、ならばというか、2020年ぐらいまでにはどんどんそういった技術が進みますので、そう遠くない将来に、多分、そういう舞台装置的な施設設備の設計というのが格段に進むと思うのです。

だから、そういったものを入れていただくと、例えば同じスペースでも、昼間と夕方の使い分けだとかということがやれるようになるので、そういった視点からも実施設計なんかで見ていただくと、非常に効率的な使い方になっていくのかなと思うので、頭の片隅にでも置いておいていただければ、よろしく願います。

教 育 長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

高 野 委 員 まず、学校が、今までの地域との関係だと避難所という考え方だったところが、今度は地域連携の要としての場所になっていくところがとてもいいところだなというふうに思いました。

それからユニバーサルデザインについて、この中で特別支援学級ですとか、避難所への導線とかという点で書かれていたのですが、例えば中学校で教科センター方式になると、子どもたちの移動の機会が大変増えるので、その中で、やはりユニバーサルデザインの考え方をそこにも生かしていただきたいなと思いました。

それと、同様に、教科センター方式、オープンスペースについて、ここで実施している赤二中とか、その子どもたちからの意見というのは、例えばトイレに荷物置きをつくるとか、そういうことは本当に使っている人たちから出た意見なんだなということを感じました。

ですから、これからも中台中でも使用が始まって、そういうところで実際に使っていく中で感じたことというのをどんどん取り入れて、より使いやすいものにしていただきたいと思いますなと思いました。

教 育 長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 私は、8ページの学校支援地域本部、順番が入れかわっています。

それから、もう1つ。ユニットという考え方ですけれども、例えばオープンスペースで、板一小は、これはユニットにはなっていますが、全部オープンですよね。学年間の仕切りとか、そういうものが全くないですよね。

大谷口的な学年としてのユニットという、それはどっちが効率的なのかも含めて、やはりもっともっと都内にもオープンスペースを活用しているところがある

ので、実際に見て、今、高野委員がおっしゃっていたように、ヒアリングなり、マーケティングといったらオーバーですけれども、そういうことが必要だと思います。

それから教科センター方式も、これはユニットですが、ホームページは外側にあった方がいいのか、内側に入れてそれを合わせて教室にできるような形にした方がいいのかというところは、検討が必要なのかなと思いました。ありがとうございました。

○報告事項

10. 企画展 中臺村渡邊商店について

(生－1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告10「企画展 中臺村渡邊商店について」、地域教育力担当部長から報告願います。

地域教育力担当部長 それでは、資料「生－1」をご覧ください。

こちらは、明治時代から100年近く中台地域に、具体的には若木一丁目ということですが、そちらにおきまして日常生活品を販売していた渡邊商店、こちらがその歴史を閉じる際にお店に残っていた様々な品物を区に寄贈していただきまして、それを整理して郷土資料館の方で展示する企画展でございます。

長い歴史の中、明治、大正、昭和ということでしょうか、当時の住民の方の生活用品などを取り扱っていたお店で、現在でいえばコンビニエンスストアのような商いをしていたお店でございます。

この企画展は、4月16日土曜日から6月19日日曜日まで郷土資料館2階の企画特別展示室で開催ということで、入館料は無料です。

4月16日号の広報いたばし、こちらの一面の方にも載せることになりまして、これの周知をその形でも行います。

なお、4月16日土曜日、5月7日の土曜日、6月4日の土曜日には、午後1時30分より展示品の解説を行うということですので、もしお時間がございましたら、ぜひ、お立ち寄りいただければ幸いです。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 ここは、建物もとても古くて、子どもたちがよく社会科の勉強でも、建物を見て勉強させていただいていたところなのですが、なくなって大変寂しい思いをしておりますら、今回、こういう形で皆さんに色々な資料を提示していただけるということで、私も楽しみに拝見したいと思っております。

地域教育力担当部長 ありがとうございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、続きまして、その他事項について報告願います。

指 導 室 長 東京都人事委員会から、「不利益処分についての審査請求の棄却について」という通知がありましたので、ご報告をいたします。

平成26年3月28日付で提出された元東京都板橋区立学校長から提出のあった審査請求について採決がありました。

請求の趣旨ですけれども、処分者が平成26年3月20日付で請求人に対して出した6カ月間給料の10分の1を減ずる処分を取り消すという請求についてです。この処分者というのは東京都教育委員会になります。

結論といたしましては、本件処分を違法、または不当とする事由は認められないということで、この提出した審査請求は棄却するというものでございます。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 では、ほかに何かございますでしょうか。

松 澤 委 員 1件だけ。先日、天津わかしお学校の入学式に出席させていただきまして、そこで鴨川市長と教育長を初め、たくさんの皆さんに出席をいただき、温かく新入生、そして児童の皆さんを迎えていただいていることを感じまして、感謝したいなと思いました。

やはり天津わかしお学校は、色々、今、協議もありますが、改めてその必要性和存在の意義を認識させていただいて、建物の老朽もあるのですけれども、できる限り存続していただきたいなと私個人としては思いましたので、1年でも長く続けていただければいいのかなと感じました。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。ほかに追加報告事項はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午後 12時 04分 閉会